

海外旅行傷害保険・学校旅行総合保険における 感染症の補償を拡大

～「重症急性呼吸器症候群（SARS）」について旅行期間終了後30日間補償します～

平成15年4月10日

あいおい損害保険株式会社（社長 瀬下 明）は、現在東南アジア等で流行している新型肺炎「重症急性呼吸器症候群（SARS）」の潜伏期間が2～10日間程度であること、また、政府の緊急対策によってSARSを感染症法上の新感染症として取扱うことが決定された事実を鑑み、「海外旅行傷害保険」および「学校旅行総合保険」の補償範囲を拡大する内容の認可を4月7日に取得いたしました。

本認可内容につきましては4月7日時点で保険責任期間を残すすべての保有契約および実施日以降始期日とするすべての新規契約に自動付帯（特約付帯による割増保険料なし）といたします。

（1）「感染症特約」認可取得の概要

従来は旅行期間（責任期間）終了後72時間経過後に医師の治療を開始した疾病は保険金お支払いの対象外としておりましたが、今般、旅行期間中に感染し帰国後に発病したSARSについて、旅行期間終了後30日以内に医師の治療を受けた場合を保険金のお支払い対象とするための特約「感染症特約」の認可を新たに取得いたしました。

（2）「感染症特約」の対象種目

海外旅行傷害保険 および 学校旅行総合保険

（3）「感染症特約」の内容

海外旅行傷害保険における疾病治療費用担保特約、疾病死亡危険担保特約、外国人研修生特約、技能実習特約またはクレジットカード用海外旅行傷害保険特約の別表、および学校旅行総合保険普通保険約款の別表に掲げる「伝染病」にSARSを含む以下の感染症を新たに追加するものです。

重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱

（4）「感染症特約」の実施日等

実施日

本特約につきましては、4月7日即日実施とし、以下の条件による弊社の海外旅行傷害保険および学校旅行総合保険に関し、実施日時点で保険責任期間を残すすべての保有契約および実施日以降を始期日とするすべての新規契約に自動付帯（特約付帯による割増保険料なし）することといたします。

自動付帯の条件

海外旅行傷害保険：疾病治療費用担保特約、疾病死亡危険担保特約、外国人研修生特約、技能実習特約、クレジットカード用海外旅行傷害保険特約のいずれかが付帯されている契約

学校旅行総合保険：海外疾病死亡危険不担保特約、海外疾病治療費用不担保特約、弔慰費用不担保特約が同時に付帯されない契約

以上